

第114回入札監理小委員会
議 事 録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第114回入札監理小委員会

議 事 次 第

日 時 平成21年11月13日(金) 19:01~19:26

場 所 永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項(案)の審議

○情報処理技術者試験事業((独)情報処理推進機構)

2. その他

<出席者>

(委 員)

樫谷主査、渡邊副主査

((独)情報処理推進機構)

情報処理技術者試験センター 林副センター長、実施グループ 倉持グループリーダー、関
東支部 鈴木支部長、豊岡実施グループ員

(事務局)

佐久間事務局長、山西参事官

○榎谷主査 大変お待たせいたしました。それでは、ただいまから第 114 回入札監理小委員会を開催します。

本日は、独立行政法人情報処理推進機構の「情報処理技術者試験事業」の実施要項（案）について審議を行います。

本日は、独立行政法人情報処理推進機構 情報処理技術者試験センターの林副センター長に御出席いただきありがとうございますので、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点等について簡単に御説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○林情報処理技術者試験センター副センター長 試験センターの林でございます。よろしく申し上げます。

本日は、情報処理技術者試験事業民間競争入札実施要項（案）の 2 回目の審議をお願いいたします。

まず、パブリックコメントについてでございますけれども、10 月 27 日から 11 月 9 日まで、2 週間パブリックコメントを求めました。結果は、寄せられた意見はありませんでした。

次に、前回の審議で御指摘のあった点について、実施要項（案）を 2 点変更しておりますので御説明いたします。

まず 1 点目ですが、要項の 5 ページの（5）の「ロ」のなお書きのところでございます。前回は損害賠償につなげる記載をしておりましたけれども、今回はそれを取りまして、サービスの質が満たされなかった場合には改善策を両方で協議して実施してもらうことを前提に請負報酬を支払うというような記載をなお書きのところに追加いたしました。

変更の 2 点目でございますけれども、要項の 14 ページ、11 の（2）の①の内閣総理大臣の評価というところでございます。前回は評価を 25 年としておりましたけれども、それだと評価をして次につなげていくのに 25 年では遅いのではないかという御指摘がありましたので、そこを 24 年と変更しております。

変更は以上でございます。

○榎谷主査 ありがとうございます。何か御意見、御質問はございますでしょうか。

○渡邊副主査 実施要項で修正された最初の部分の 5 ページ、（5）の「ロ」のところを読んでいたから「ハ」も目に入ったのであわせて申し上げます。

なお書きのところを直していただいて、損害賠償との関係はきれいになって、そういう意味ではここは御理解いただいて関係がクリアになったと思うのですが、確保されるべきサービスの質が満たされなかったと判断した場合には改善措置を協議し、こうした上で請負報酬を支払うというふうにまとめて書いていただいています。

御趣旨を確認したいと言えいいのか、表現を確認したいと言えいいのか、私もうまい質問の仕方がなかなかないのでございますけれども、まずこのままの書きぶりだと、改善措置を協議して合意すれば全額支払います、たとえ過去の履行は悪かった場合であってもという内容になっています。

まずポイントを挙げて御質問すると、1 番目が過去にどんなにビヘービアが悪くてもパフォーマンスが悪くても、将来についてこうやりますと言えればそれで全額支払うのかどうか第 1 点です。

それから、逆に、もしこの意味が改善措置を協議し、合意した上で請負報酬を支払うという、合意ができない限りは一円なりとも支払わないかのように読めてしまうのですが、それが機構の御意向なのかどうか。そうだとすると、多分 100%ではないまでもそれなりに費用をかけて9割方くらい頑張っていた事業者にとっては、改善措置を合意しない限り一円たりとも入ってこないことになる。

いささかというか、これは厳しいかなというところがありまして、多分書きぶりの整理というよりはやはり機構がどういうふうにされたいのかということのを伺った上で、むしろ書きぶりは事務局とお話いただくとか、その後のお話なのかと思ひまして、その御意向を確認したいというのが1点目でございます。

次に、「ロ」を読んでいたなら「ハ」に気が付いたのですけれども、「追加負担の額を機構との協議によって確定し」と、「確定し」という言葉を使っているのですが、合意したら請求することができるよという書きぶりになっていて、基本は合意になっているのですが、これもまた合意しない限り請求すらできないようにも読めてしまえて、御意向としては払うように請求することはできるのだけれども、額については合意しない限りは決まらないことになる。

この辺りは形式的な話になるのですけれども、「ロ」に比べたら「ハ」の方はそういうことかなという気がしないでもないのですが、どういうふうにされたいのかということをもっと教えていただきたいと思ひました。

○林副センター長 最初の、過去のパフォーマンスがどんなに悪くても改善すればそれでいいのかということでございますけれども、基本的には試験を実施する毎に評価をし、その結果報告を受けておりまして、それを基にお支払いします。試験が公正に実施されることが一番重要だと思ひまして、その部分で今まで特に問題なく実施していただいています。そういう意味では、お支払いの方もスムーズにできています。

御質問があったように、もう少し効率的にできないのかという点ですが、我々としては失敗がない限りは彼らの効率の中で実施してもらって、公正に実施できたのであれば契約金額をお支払いすることと考えています。

それから、合意しない限りは一円たりとも払わないのかというところでございますけれども、基本的にはサービスの質で、今回は騒音のある会場でやりましたとか、受験者からクレームが多かったですとか、そういったときには次回に向けて改善協議は相手とさせてもらうということになるろうかと思ひます。

改善措置を合意した上で、実施内容が確認できればお支払いするということかと思ひまして、それ以上の本当に不正を助長してしまったとか、試験が公正にできなかったときには、損害賠償の方と絡んでくるかなと考えております。

それから、身障者についてのところですが。

○鈴木情報処理技術者試験センター関東支部長 これは、最初のときから要項に入っているのですが、身障者への対応に起因して追加負担というのがそれほど起こることはないんですが、想定外の重症の方が受けて本当に特別な部屋とか、通常の会場ではできないような会場を借用したようなと

きには、協議してお支払いしますということです。

ただ、そういう特別な方に関しましては、こちらから対応を伝えて試験をしてもらいますので、こちらも事前にわかっていてお願いしていますので、払わないということはないと考えています。

これまで、特別な方はいらっしゃいませんでしたので、過去3つの試験地では追加負担は生じたことがございません。以上です。

○渡邊副主査 過去に起きたことがないというのもよくわかるのですが、決して誘導するわけではないのですが、そうすると御趣旨としては前回こちらの入札監理小委員会から、何かあっても全額払っていいのかという質問を投げ掛けられたが、とりあえずやはり全額払うというお考えだと伺えばよいのでしょうか。

○林副センター長 そうですね。試験として公正に実施していただいている分野は全額お支払いしようということで考えております。

○樫谷主査 これは、そう読めますか。

○林副センター長 請負の報酬を支払うと。

○樫谷主査 「サービスの質が満たされなかったと判断した場合には」と書いてあって、これを見る限り、「イ」から「ニ」まで全部サービスの質について絶対守らなければいけないとか、そうでないようなものもここの中に入っているの、それが満たされなかったと判断した場合にはもちろん改善措置は協議しないといけないと思うのですが、そういう理解でいいのですか。

つまり、漏洩があっても一たん改善措置さえできれば払います。損害賠償は別にありますということですか。

○林副センター長 そうですね。漏洩によってその試験が例えばできなくなってしまったとか、そういう事象によっては損害賠償という形になるかと思えます。そこまで発展した場合はですね。

○樫谷主査 一たん払いますということですね。

○渡邊副主査 前回、稲生先生の方から出たコメントというのは、それは小委員会の方でそうですねということになったと思うのですが、要は一回払ってしまうと損害賠償で取り返すのが大変なので、そういうものがあるとしたら支払いを留保するなり何なりして安全にやられたらいかがでしょうかということがコメントだったように記憶しているのです。

もしそうだとすると、それでも結論としてやはり全部払うことにいたしましたということになるのか。この新しく加えていただいたところを見ると、そうじゃなくて十分じゃなかったときには全部なのか、一部なのかはわかりませんが、これの書きぶりだと、合意しない限り全部に読めてしまうのですけれども、やはり一回支払いは留保しましょうねというふうに読めるのです。

ただ、淡々と書いてあることを読むと、改善措置さえ約束すれば、あとはどんなパフォーマンスが悪くても払ってあげますよというふうに読めてしまうのです。今のお答えと書いてあることがやはりそごするように読めるので、そこを明確にすると、このままでいいのかと素朴に思ってしまうのです。

ですから、今、言われた御回答で最後までいくのか、この間の小委員会の意見を考えてのお考えだとすると、満たされなかったと判断した場合には全部か、一部かはわかりませんが、納得

できない分について支払いは留保します、ただし、全額支払ってあげる場合というものがあって、それはきちんとしたお互いが合意できるような改善措置をやればそれでいいというのか。

やはり改善措置、将来のことを幾ら約束しようと、過去に不正みたいなことがあるのであれば、後で損害賠償請求をやったところでない袖は振れないという事態もあり得るので、やはり可能な限り留保できるようにしておくというお考えなのか。

もっと言うと、さっき全部か、一部かわかりませんがと申し上げたのですけれども、ちょっとしかやらないのに、ちょっとしか不足分がないのに全額留保されたら民間事業者はたまりませんし、逆にこんなにサービスの不足があるのに一部だけ、1%だけ留保しましたと言っても何の意味があるのだらうと、すごく素朴に書いてあることと御説明のギャップが今あるように伺えるので、どちらなのでしょうかとというのが私の質問ということになります。

○樫谷主査 ちょっと意地悪な質問かも知れませんが、最後の25年の10月の秋期の試験については最後ですから改善措置をしてもらう機会がないわけですね。その次に選ばないというあれはありますけれども、そういうことも起こり得るわけですか。

○林副センター長 今おっしゃっている、1%できなかったからとか、99%できなかったからとか、多分そうなったときには試験そのものが確実に履行できたのかということになると思います。

○樫谷主査 試験は実施したんだけど、漏洩というのは事前にわかっていたらいいのですが、後でわかったということもあり得ますね。そんな場合はどういうふうに……。

○林副センター長 先ほど申しましたように、試験が終わると必ずその回の報告というものを求めています。それから支払いという形になりますので、そこでどういうトラブルがあって、どう改善するかという話し合いをします。

ただ、今まではたまたま順調に実施できていますので、通常そのままお支払いしています。もしトラブルがあれば、我々としては支払いを留保した上で改善策を取っていただくことを考えています。

そのときにもし試験が成立しないような問題があったというときには、おっしゃるように支払ってから損害賠償とか、ちょっとそこまで正確にというか、確実にどうするという対応は今のところはまだ明確ではありませんが、試験として我々が被る損害というものが出てくると思いますので、そこは多分損害賠償という手続きをさせていただくことになると思います。

もしそこで損害賠償とはいかないまでも、業務手順上で何かおかしいとか、改善が必要だとか、そういうときにはその改善をしていただいて次につなげていただくという手続きを確認し、相手に履行してもらうことを確認した上でお支払いするというような形で進んでいくのではないかと考えています。

○渡邊副主査 まず論点1、満たされなかったと判断した場合には留保するというのと、改善措置はつなげるのですか、つなげないのですか。

要は、過去にやったパフォーマンスと、支払いと、改善措置と、事項としては3つありますね。それで、今の支払いというのはあくまでも過去にやったパフォーマンスに対する支払いなので、この2つが結び付いていることは間違いないのです。

それで、それについては過去のパフォーマンスが不十分だったらその分を留保して支払わない方がいいのではないかというのが前回、小委で申し上げた御意見だと思うのですが、それには同意されるのですか、同意されないのですか。

○林副センター長 結論としては、我々は違う考え方をしているということです。前回も話がありましたが、何%不十分というのは我々としては決められないと思ってまして、そこは次に向けて改善をしていただくという形で考えているということです。

つまり、試験としては成立しているけれど、運営上改善点があるような場合には改善要請をします。例えば、先ほど申し上げたように会場がうるさくてクレームが多かったとか、そういったことについて今回は改善してくださいということを相手に申し入れます。

○渡邊副主査 そうしたいというお気持ちはわかりましたけれども、法律的に申し上げれば、結局この支払いというのは過去にやったパフォーマンスに対する対価ですし、改善措置はあくまでも将来どうするかというお話なので、一度その関係は機構の方でどなたか専門家に相談されて整理された上で、この条文を具体的にお考えになるのがよいと思います。その先の本質的な問題を越えて、御判断としてこういうポリシーを取るのだというところは、多分最後は機構の方の御判断になるのかと思いますので、これ以上なかなか申し上げることはないかと思います。

○樫谷主査 そうですね。話していても観点がちょっと違うようで、いずれにしてもこれだけ見ると機構の取扱いは何となくわかるのですが、それは機構の話であって、事業者として入札に参加する人にとってみたらこれを読むしかないわけですね。結果的にこれで議論になっていくと思うのです。そうすると、なぜだということになってしまうといけないので、今のような趣旨であれば趣旨がきちんと理解できるような文章にさせていただかないといけないと思うのです。

これだと、必ずしもそう読み取れないんです。おっしゃったような趣旨は何となくぼーっとはわかるのですが、ちょっとこの趣旨と表現ふりがかなり違うような気がするので、これを見ただけでは民間事業者が違う読み方をする可能性があるわけです。

では、最後はどうするのか。25年の秋の試験で改善措置はもうないので、次は参加できないというだけの話ですねということになる。その辺の疑問もあるので、もう一遍検討して文章を整理していただいて御説明いただいた方がいいのかなど。この場でこれ以上やってもしょうがないかなという感じがいたしますので、それでよろしいですか。せっかくいろいろやっていただいたのですけれども、この文章でもやはり今、御説明いただいた趣旨には読めない。

時間的、スケジュール的にはどうなんですか。もしスケジュール的な問題があるならば、事務局と相談していただいて、一応書類でメール等でやり取りをするということでもよろしいですね。

○山西参事官 合意ができなければ、当然きちんとした議論が必要になると思いますが、それはおわかりになった上で出てきていらっしゃると思いますので、配慮する必要はないと思います。

○樫谷主査 できるだけそういうスケジュールの配慮はしたいとは思いますが、どうしてもちょっと違うんじゃないかと思えば、我々もはいそうですかとも言えないので、それは事務局でいただいて、改めてやる必要があるのか、あるいはメールでのやり取りでいいのか。それは、もう一遍打合せをするということでもよろしいでしょうか。

そういうことで、本実施要項（案）につきましては本当は今日終わりたかったのですが、そういう課題がありますので、事務局と御相談の上、必要であればもう一度やるし、持ち回りでやるということも考えられると思いますので、よろしく願いいたします。その上で合意ができれば、監理委員会の報告につきましては私に一任いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また何か疑義が出たような場合は各委員にお知らせすることになっておりますので、よろしくお願い致します。また、質問ができなかった事項がございましたら事務局にお寄せいただきたいと思います。

情報推進機構におかれましては、もう一度今の趣旨と文章と整合性がとれるように御検討いただけたらということがございます。本日はどうもありがとうございました。

それでは、本日の入札監理小委員会はこれで終了したいと思います。次回の開催につきましては、事務局から追って連絡いたします。